

令和5年度、自己評価の取り組みについて

利用者の個々のニーズに応じ、質の高いサービスを提供する側として、業務にあたる職員サービスの質の向上、質の確保は責務であると言えます。

社会福祉法、福祉サービスの基本理念、第三条「個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」旨が規定されています。また、福祉サービスの質の向上に取り組むうえで、自ら提供している福祉サービスの質の振り返りを行うこと等、自己評価から始まる、第三者評価を活用した取り組みも推進されています。

今年度、育精福祉センターでは、研修委員を中心に児童寮・成人寮ともに新たな自己評価に取り組み、サービスの現状、課題の把握、改善点について明確にする取り組みを行いました。

取り組み方法については、各委員と各リーダーによる障害者・児福祉サービス自己評価シートへの記入をしてもらいその内容を委員会にて振り返り、検討、評価を行いました。

取り組みを行った感想まとめとして

自己評価を取り組むことにより、支援や運営に対して、それぞれ職員がどこまで現状を把握し理解しているのか。相手の立場（利用児・利用者）代弁者として、どのようなサービスが今具体的に必要であり、どのように改善したら質のよいサービスを提供できるのか。何が課題であり、今後、サービスの質の向上に向けて解決するためにどのように取り組んだらよいのか。それが個々だけでなく組織としても課題がわかることで、対策や改善点に向けて職員間で話し易くなりました。また各パートやセクションによって評価が異なる側面があること。課題についても、共通認識している部分とそうでない部分が明確になりました。そして何より、より良い福祉サービスを提供する施設職員として、職員一人ひとりが自身の足りない部分に気付くこと、幅広い知識が身に付くこと等、取り組むことで自己評価の重要さの意味が分かり、今後の支援に有益であることが改めて認識できました。

最後に、自己評価の目的であるサービスの質の向上のため、改善意欲を高め、基本である利用者本位の福祉を提供し続けるために、職員一同、一步一步着実に歩んでいきたいと思っております。

以上